

■ 社会教育委員の役割について

(1) 社会教育委員の職務

社会教育法

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

①社会教育に関する諸計画を立案すること。

計画の企画立案において、住民の意向や地域の課題を反映するために意見や助言を行う。

※昨年度は、野洲市生涯学習振興計画（第2期）策定にあたり社会教育委員会議に諮りました。

②教育委員会への答申・意見を述べること。

社会教育事業として協議が必要な事案について、社会教育委員会議に対して教育委員会が諮問を行います。これに対して、社会教育委員は意見を集約してまとめ、それを答申という形で意見を述べます。

また、答申とは別に、教育意委員会の会議に出席して社会教育に関する意見を述べることもできます。

③必要な研究調査を行うこと。

共通テーマを決めて情報交流をする。

個人のテーマを決めて会議で発表する。

(2) 位置づけ

- 地域の実情を知り、地域住民と行政との間に立って、住民の声を行政に反映する、パイプ的な役割をもっています。
- 一人ひとりが独立した立場で個人として調査研究を行ったり、教育委員会に意見を述べることができます。（独任制）

(3) 今年度の主な予定

- 社会教育委員会議（4回開催予定）
- （第3次）野州市子どもの読書活動推進計画の策定
- 各種研修会等への参加
（市の事業、滋賀県、近畿、全国等）

(4) 社会教育委員の心得

- 地域の実情に詳しくなりましょう。
- 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
- 地域づくり・まちづくりの活動・NPOやボランティア団体の活動に参加してみま
しょう。
- 研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
- 社会教育委員同士での、情報交換をしましょう。
- 他の委員と協力して地域の課題に向き合いましょう。
- 教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう。

※出典 社会教育委員の手引き ～行動する社会教育委員を目指した～(平成24年8月 新潟県社会教育委員の会議)

(5) 野州市の社会教育行政に行政外の立場からの広い意見を反映するため。

- 社会教育委員の多くは、それぞれが所属する団体や組織の活動を通して、既に地域と深く関わっています。その関わりから実践に基づいた地域課題の解決（地域づくり）や社会教育の活性化に取り組める。
- 活発に活動されているその生の意見・声をお聞かせいただきたい。
- 委員の他の役職（自らの活動）や地域行事への参加を通して聴き取って地域の声を社会教育委員として行政に届ける。